

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

(令和3年4月1日)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令	第1条第1項第1号イに定める基準 標準入力法・主要室入力法		第1条第1項第1号ロに定める基準 モデル建築物法			
	建物の種別 非住宅部分床面積	A 工場等用途建築物 (非算定部分のみ)	B 工場等用途建築物 (非算定部分以外の部分有)	A及びB以外	B 工場等用途建築物 (非算定部分以外の部分有)	A及びB以外
	300㎡以上1,000㎡未満	30,000 円	35,000 円	316,000 円	30,000 円	123,000 円
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	42,000 円	48,000 円	408,000 円	42,000 円	162,000 円
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	106,000 円	113,000 円	582,000 円	106,000 円	262,000 円
	5,000㎡以上10,000㎡未満	159,000 円	167,000 円	717,000 円	159,000 円	342,000 円
	10,000㎡以上25,000㎡未満	198,000 円	207,000 円	848,000 円	198,000 円	411,000 円
	25,000㎡以上	245,000 円	256,000 円	967,000 円	245,000 円	482,000 円

※注意

工場等用途建築物	<p>非住宅部分に占める非算定部分の割合が高い建築物として市長が定める建築物で、次に掲げる用途に供する部分の床面積が当該建築物の非住宅部分全体の床面積の5分の4以上、かつ、それ以外の非住宅部分の床面積が300㎡未満の建築物</p> <p>工場・危険物の貯蔵又は処理施設・水産物の増殖場若しくは養殖場・倉庫・卸売市場・火葬場又はと畜場・汚物処理場・ごみ焼却場その他の処理施設</p>
非算定部分	<p>一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分として市長が定める建築物の部分で、次に掲げる建築物の部分</p> <p>工場における生産エリア・倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室・データセンタにおける電算機室・大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室</p>
非住宅部分床面積	建築物を増築又は改築する場合は、当該増築又は改築する部分の床面積
計画変更に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	変更後の計画を当初の計画とみなした場合における手数料に1/2を乗じて得た額
軽微な変更に関する証明書交付申請手数料	計画変更に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に準ずる